

特定非営利活動法人 L i n k s 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 L i n k s という。
(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に彦根市および近隣の地域コミュニティや企業・団体に対し、地域の実情や企業・団体のニーズに合わせて、国や地方自治体などの施策を的確に選択し、実施できるよう支援するとともに、自らも実施主体として事業を行うことで、地域コミュニティの再生と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- (1) 産業活性化・後継者育成を目的としたインターンシップ事業
- (2) 地域で生活する者や働く者同士のコミュニケーション増進に関する事業
- (3) 国や地方自治体が実施する施策を理解するための研修会事業
- (4) 社会起業の啓発および育成支援事業
- (5) 地域産業の活性化に関する事業
- (6) 地域コミュニティ再生・産業の活性化のための調査、研究事業
- (7) 上記事項に関する情報提供事業
- (8) 研修会講師の斡旋事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(入会等)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込む。代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。
(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は代表理事に退会届を提出して、任意に退会することができる。
(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員

(種別および選任)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上5人以内
- (2) 監事1人

2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 代表理事及び、副代表理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が事故などによって欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決の基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しく

は定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員は、所定の任期の残任期間とする。

3 役員は辞任または任期満了の場合でも、後任者が就任するまではその任にあるものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には業務遂行に要した費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任、解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して、書面をもって請求があった場合。

(3) 第15条第4項第4号の規定により監事からの招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的、日時及び場所を、1週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席によって成立する。

(議長)

第27条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面でおって表決し、また他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、つぎの事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、つぎの場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 監事からの請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は、前項第2号及び第3号の規定による請求があつたとき、その日から14日以内に事を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は代表理事が当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事会総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者指名及びその数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、代表理事が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に係わらず予算が成立していないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入・支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、代表理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第51条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経てかつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したとき、残存する財産は、法第1条第3項に掲げる者のうち総会で議決したものに譲渡する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経てかつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、滋賀県協働ポータルサイト（NPO法人の貸借対照表の公告）に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(附則)

- ① この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- ② この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

代表理事 柴田 雅美
副代表理事 井上 昌一
理事 目加田 宗彦
監事 安達 昇

- ③ この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2010年7月31日までとする。
- ④ この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- ⑤ この法人の設立当初の事業年度は第49条の規定にかかわらず、設立の日から2009年5月31日とする。
- ⑥ この法人の設立当初の事業年度における会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- ⑦ この法人の設立当初の主たる事務所の所在地は、彦根市芹川町1428番地1とする。

入会金 5,000円

正会員

個人 年会費 一口 3,000円
団体・企業会員 年会費 一口 20,000円

原本に相違ありません。
特定非営利活動法人 Links
理事 柴田 雅美